令和2年度 第1回 八幡浜市入札監視委員会議事録 (審議概要)

日 時 令和2年10月8日(木) 午後1時25分~2時20分

場 所 八幡浜市役所 八幡浜庁舎3階 庁議室

出席委員氏名 野村 信福 (愛媛大学社会連携推進機構 副機構長)

山内 浩 (愛媛県建設技術支援センター 事務局長)

村上 尚(伊予銀行 八幡浜支店長)

市出席者 橋本 顯治(副市長)

藤堂 耕治 (総務企画部長)

菊池 司郎 (産業建設部長)

福岡 勝明 (財政課長)

林 一夫(契約検査室長)

宇都宮繁樹 (契約検査室次長)

鈴木 敬典(契約検査室契約係主査)

議題

議題1 抽出議案の審議について

(様式第4号)

令和2年度 第1回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和2年10月8日(木) 午後1時25分から2時20分 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3階 庁議室		
出席委員の氏名及び職業	委員長 野村 信福 (愛媛大学社会連携推進機構 副機構長) 委 員 山内 浩 (愛媛県建設技術支援センター 事務局長) 委 員 村上 尚 (伊予銀行 八幡浜支店長)		
審議対象期間	平成31年4月1日~令和2年3月31日		
抽出案件	5件(別紙のとおり)	(備考)	
一般競争入札	1件	委員長の指名により、山内委 員が案件を抽出	
指名競争入札	3件		
随意契約	1件		
	意見・質問	回答	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。		

別紙 抽出事案一覧表

Nº	件 名	入札方式
1	01 港建委第 40 号-3 フェリーターミナルビル新築機械設備工事	一般競争入札
2	01 単病建委第 39 号-3 市立八幡浜総合病院職員住宅新築機械設備工事	指名競争入札
3	01 単財建委第 49 号 旧双岩中学校プール等解体工事	指名競争入札
4	緊砂補第 63 号 迫田地区がけ崩れ防災対策工事	指名競争入札
5	市営木多町団地 5 棟 屋上防水改修工事	随意契約

令和2年度 第1回八幡浜市入札監視委員会 審議概要			
意見・質問	回答		
1.01 港建委第40号-3 フェリーターミナルビル 新築機械設備工事 ・入札参加資格条件設定の理由において、本工 事に施工可能である業者が8者あることから、 競争性が確保できると判断したとあるが、何社 以上であれば、競争性が確保できると判断されるのか。	・原則、3者以上であれば、競争性が確保できると判断している。		
・同日に関連工事である、フェリーターミナル ビル新築電気設備工事の入札があり、落札率が 98.2%で同一業者が落札しているが、なぜ 本工事のみ落札率が低くなったのか。	・機械設備工事としては、金額が高い工事であることから、他の業者も取りたい工事の一つであったため、競争性が高くなったと考えている。		
・管工事の発注件数が少ないことから、競争性 が高いといったことではないのか。	・当市の管工事業者は、水道施設工事業を兼業 している場合が多く、八幡浜市水道事業におけ る水道管耐震化工事の発注数が多いことから、 管工事の発注が少ないから競争性が高くなっ たという訳ではないと考えている。		
・低入札審査会の中で合理的な理由があったため落札決定したとあるが合理的理由とは何か。	・次の3つ理由から、合理的理由あると判断した。 1.機材購入について、製造メーカー及び卸売業者との長年の取引による信頼関係により、機材購入価格を抑えることができる。 2.労務費については、過去の市の発注工事等における同種及び同類工事の施工実績にて蓄積された技能・技術により、作業の効率化を図ることで費用を押さえることができる。 3.また、工事箇所と自社事務所及び資材倉庫が近く地理的条件が良いため、現場事務所・資		

材保管倉庫にかかる費用及び交通費等が少額

なことにより、諸経費全体を押さえることがで きる。

- 2.01 単病建委第 39 号·3
 市立八幡浜総合病院職員住宅新築機械設備工事
- ・管工事の発注が6件あった中で当該案件のみが低入札となった理由はなにか。

また指名業者のうち6者が辞退し、なおかつ 応札した2業者のうち、1者は予定価格と同等 の金額で応札しており、本施工業者だけなぜ低 い金額で応札したのか。

- ・工事の条件が悪く辞退が多いという訳ではないのか。
- ・資料の中にある総合点数についてだが、年度 により変更があるのか。
- ・総合点数が大幅に変動することはあるのか。
- ・資格審査といった意味合いになるのか。
- 3.01 単財建委第49号 旧双岩中学校プール等解体工事

・本落札業者は、フェリーターミナル機械設備 工事の入札にも参加しているが、落札できなかったため、本件は、低入札をしてでも落札した かったのだと考えている。

先ほどにも述べたが、当市の管工事業者は、 水道工事業を兼業していることが多々ある。現 在、水道管耐震化工事を行っており、各業者が 手持ち工事を抱えている状況であることから、 辞退が多くなったと考えている。

- ・辞退理由については、手持ち工事によるもの であると確認しており、工事の条件が悪い訳で はない。
- ・総合点数については、入札参加資格審査申請 書の受付を2年に1度行っており、その際に更 新している。
- ・経営規模等評価結果通知書を参考に、八幡浜 市建設業者格付事務取扱要領に基づき加点・減 点し総合点数を決定しており、多少の変動はあ るが、大幅に変動することはないと考えてい る。
- その通りである。

・調査基準価格及び最低制限価格を設けていないのは、品質の確保が必要ないからか。

その通りである。

解体工事については、品質を確保する目的物がないということから、調査基準価格を設けていない。

・平成30年度と比較し、発注件数が多く、落 札率の高くなった要因は何か。 ・平成30年7月豪雨災害より解体工事の発注 件数が増えている。また公共工事だけでなく民間工事についても増加したことから、解体工事 業者の手持ちが多く、競争性が低くなったこと が落札率が高くなった原因だと考えている。

- 4. 緊砂補第 63 号 迫田地区がけ崩れ防災対策工事
- ・指名業者数が11業者であり他の案件と比較して多くなっているが、不調となる可能性が高いと判断したからか。

その通りである。

- ・本工事の概要を見ると、法面工が主たる工種のように思うが、法面工事であれば、工種は、とび・土工・コンクリート工事となるが、なぜ土木一式工事として発注したのか。また、平成30年度は、解体工事の工種をとび・土工・コンクリート工事として発注しているが、解体工事のほかに指定した実績はないのか。
- ・本工事については、純粋な法面工事ではなく 土工や排水工が伴っていることから、技師と協 議したうえで土木一式工事が適切である判断 した。

近年において、工種をとび・土工・コンクリート工事として指定した実績は、解体工事のほかにはない。

- 5. 市営木多町団地 5 棟 屋上防水改修工事
- ・他の防水業者に確認をしたとあったが、可能 であれば競争入札を実施する予定であったの か。
- ・原則、競争入札である。今回の場合においては、緊急性があり、なおかつ手持ち工事等の状況から、市内業者で防水工事の実績のあり施工可能な業者が1者のみであったため、随意契約とした。

・随意契約としている中で最低制限価格を設けている理由は何か。

・随意契約において、最低制限価格を設けた場合、もし最低制限価格を下回ったら契約出来ないのか。できないなら、緊急性を要するために随意契約で発注したことと齟齬が生じるのではないか。また、随意契約を実施する場合、最低制限価格の設定は必要ないのではないか。

・雨漏りが発生していた現地確認を防水業者に 立会を依頼し、参考見積を徴取した経緯があ る。参考見積りを依頼する中で、本件の施工が 可能である業者が1者であると判明した。

このことから、1者の参考見積りをもとに精 査し、予定価格を設定する中で、競争入札と同 様に最低制限価格の設定を行った。

・指摘の点を確認し、後日回答したい。

[参考(後日回答)]

随意契約は、競争の方法によらず、任意の者を 選定してその者と契約する方法であるから、競 争入札の場合のような最低制限価格を設定す ることは、当初から随意契約で施工すると意思 決定した場合には、必要ないと考える。